

3 市町村教育委員会における対応

(1) 食物アレルギー対応に関する委員会を設置します。

市町村教育委員会は、学校における食物アレルギー対応についての方針を明示し、学校関係者、学校給食関係者、医療関係者、市町村を管轄する消防機関、保護者、市町村教育委員会等が共通認識をもって食物アレルギーの対応に当たることができるようにする必要があります。

そのために、市町村教育委員会に食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置し、定期的に協議の場を設けます。

委員会においては、食物アレルギー対応に関して文部科学省の指針や県の手引を基に、市町村の基本方針を策定するとともに、食物アレルギー対応マニュアル等の作成や食物アレルギー対応に関する研修会を企画するなど学校への指導・支援を行うほか、教育委員会や学校の管理下でない場所（保育所や学童保育等）との連携も図ります。

Q.27

食物アレルギー対応に関する委員会の委員はどのような構成にするのですか？

A.27

食物アレルギー対応に関する委員会の委員構成例は、次のとおりです。

- 学校関係者（校長、保健主事、養護教諭、栄養教諭等）
 - 学校給食関係者（共同調理場長、栄養教諭・学校栄養職員等）
 - 医療関係者（学校医、アレルギー専門医、学校薬剤師等）
 - 市町村を管轄する消防機関
 - 保護者代表
 - 教育委員会（学校保健担当、学校給食担当、学校教育担当等）
- その他、必要に応じて保健関係部局や学校の管理下でない場所（学童保育等）の関係者等を加えます。

(2) 市町村における食物アレルギー対応の基本方針を策定します。

市町村における食物アレルギー対応の基本方針は、文部科学省の学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方や学校給食における食物アレルギー対応指針、県教育委員会の基本方針を基に策定します。また、具体的な取組を進めていくに当たっては、児童生徒、学校・調理場の実態を踏まえるとともに、県教育委員会とも連携することが重要です。

Q.28

食物アレルギー対応の基本方針にはどのような項目を盛り込むのですか？

A.28

食物アレルギー対応の基本方針に盛り込む項目の例は、次のとおりです。

- 食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活
- 食物アレルギー対応における関係機関等との連携
- 食物アレルギーの知識の普及や緊急時の対応の研修
- 学校への指導・支援
- 学校給食における食物アレルギー対応
- 学校・調理場の施設・人員等の環境整備

(3) 食物アレルギー対応に関するマニュアル等を作成します。

市町村における食物アレルギーの基本方針に基づいて、各学校で実施するための具体的な方法や必要な様式等を定めた食物アレルギー対応に関するマニュアルを作成します。

Q.29

食物アレルギー対応に関するマニュアルにはどのような項目を盛り込むのですか？

A.29

食物アレルギー対応に関するマニュアルに盛り込む項目の例は、次のとおりです。

- 基本方針
- 校内体制の整備（校内の食物アレルギー対応に関する委員会の設置と運営）
- 食物アレルギーを有する児童生徒の把握
- 学校生活における配慮・管理
- 学校給食における食物アレルギー対応
- 緊急時の対応
- 食物アレルギー対応の基礎知識
- 食物アレルギー対応に関する様式

(4) 医療機関及び消防機関と連携体制を作ります。

市町村教育委員会が主体となって、医療機関及び消防機関との連携を図ります。

Q.30

医療機関との連携についてはどのようなことを行うのですか？

A.30

医療機関との連携は、次のような例があります。この際、医師会・学校保健会・学校医会等との連携を図ることも有効です。

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の運用について共通理解を図る。
（記載内容、小学新1年生や在校生への配布時期や学校への提出時期等）
- 食物アレルギー・エピペン®についての知識の啓発・普及のための研修会において指導・助言を受ける。
- 食物アレルギー対応に関する委員会で学校給食における食物アレルギー対応の対象とする児童生徒について検討・決定する際に指導・助言を受ける。

Q.31

消防機関との連携についてはどのようなことを行うのですか？

A.31

消防機関との連携は、次のような例があります。

- エピペン®を所持する児童生徒の在籍に関する情報を共有する。
- 食物アレルギー事故での救急車要請時に学校から伝える内容を確認する。
- 食物アレルギー事故での救急車乗車時に救急隊員へ提供する資料等を確認する。
- 救急対応の研修会において指導、助言を受ける。

(5) 食物アレルギー対応に関する研修会の充実を図ります。

食物アレルギー対応に関する研修会は、内容や研修の方法について検討を行いながら、全ての教職員が継続的に学ぶことのできる機会を設けることが重要です。

研修会を継続して実施するために、毎年開催する管理職研修や危機管理研修等の中に位置付けるなどの方法もあります。

学校単位での校内研修を促進するため、研修時間の確保等について校長に働きかけるとともに、校内研修会へ講師を派遣するとともに各学校の代表者を集めて校内研修での講師を養成するなど市町村教育委員会としての支援を行います。

県教育委員会は、市町村教育委員会の研修会に講師の紹介をしたり、教職員を対象とした研修会を実施したりするなどの支援を行います。

研修では、食物アレルギーに関する基礎知識のほか、特にエピペン®の取扱い等を含めた実践的な演習を取り入れることが大切です。

P1-8・57-68 参照

Q.32

食物アレルギー対応に関する研修会はどのような機会と組み合わせて行うとよいですか？

A.32

食物アレルギー対応に関する研修会は次のような機会と組み合わせることが考えられます。

- 夏季・冬季休業中の教職員研修
- 管理職研修や危機管理研修
- 学校医の研修

Q.33

食物アレルギー対応に関する研修のポイントとしてどんなことがありますか？

A.33

食物アレルギー対応に関する研修のポイントは次のとおりです。

- 質の確保・向上のため、医療機関や消防機関と積極的に連携する。
- 継続的な取組とするため、年間の研修計画へ位置付ける。
- 全ての教職員の参加の機会を確保する。
- 緊急時のシミュレーションなど実践的な研修を実施する。

(6) 各学校の食物アレルギー対応の状況を把握し、必要な指導・支援を行います。

各学校から申請・報告された個別の取組プランや学校給食における食物アレルギー対応の実施についてなどの検討・決定を行うとともに、判断に迷う児童生徒の対応方法の決定や施設の不備・人員の不足等、必要に応じて指導・支援を行います。

(7) 献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を策定します。

学校給食における食物アレルギー対応の充実のためには、献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を策定し、献立作成委員会や食品選定のための委員会と連携した対応が重要です。

P34・44 参照

(8) 学校及び調理場の環境整備や人員配置などの支援を行います。

誤食や除去食・代替食の調理におけるアレルゲンの混入を防止するため、調理場の施設設備（食物アレルギー対応室や食物アレルギー対応コーナーなど）や調理機器・器具等の整備、食物アレルギー対応用の食器具、調理場や学校での対応に必要な人員の配置等が求められます。

共同調理場と各受配校における安全・安心な給食提供のための連絡体制の構築や打合せ時間の確保なども必要な措置となります。

学校において食物アレルギーを有する児童生徒や保護者への個別的な相談指導として栄養指導を行うなど栄養教諭がその職責を果たせるよう勤務体制を整備するといった配慮も必要です。

P50 参照

(9) 食物アレルギーに関する全ての事故情報及びヒヤリハット事例を収集し、周知します。

各学校に対し、全ての事故情報及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求めます。集約した情報は学校へフィードバックし、市町村内の全ての学校で共有することによって、事故防止に努めます。

さらに、学校管理下においてエピペン®を使用した場合（学校での誤食等が原因で、病院や家庭等でエピペン®を使用した場合及び医療機関でアドレナリン投与を受けた場合も含む。）は、県教育委員会に報告します。

P69-71・105-109 参照

(10) 専門的な内容について相談できる体制を構築します。

保護者に対して、専門の医療機関や食物アレルギーの基礎知識などの情報を提供します。

必要に応じて不安解消のためのケアを行うとともに、除去食で不足する栄養素等に関する指導を行うなど、家庭で適切な生活が送れるようにサポートすることも重要です。

P25-26 参照

(11) 教育委員会や学校の管理下でない場所（保育所・学童保育等）との連携を図ります。

教育委員会や学校の管理下でない場所（保育所・学童保育等）においても、食物アレルギー対応が必要な場合があります。保育所・学童保育等の関係者に対しても、必要に応じて管理者と協議し、研修会への参加を促すとともに、保護者の同意を得て食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報を共有するなど、適宜対応することが望まれます。